

区分	品目	単価 (消費税含む)	性能	耐用年 数	給付要件	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で寝たきり状態にある者	学齢児(6歳)以上
	特殊マット	19,600円	じょくそう 褥 瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	知的障害A2以上 下肢又は体幹機能障害1級以上 難病患者等で寝たきり状態にある者	3歳以上
	床ずれ防止用具	90,640円	じょくそう 褥 瘡 予防のためのものでエアーマットと送風装置からなるもの又は特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	5年	下肢又は体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者) 難病患者等で寝たきり状態にある者	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者) 難病患者等で自力で排尿できない者	学齢児(6歳)以上
	入浴担架	82,400円	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者)	3歳以上
	体位変換器	15,000円	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する者) 難病患者等で寝たきり状態にある者	学齢児(6歳)以上
	移動用リフト	159,000円	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	3歳以上
自立生活支援用具	浴槽(湯沸器を含む。)	91,000円	障害者が容易に使用し得るもの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	入浴補助用具	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助を必要とする者	3歳以上
	便器	便器 4,450円 手すり付きの場合 5,400円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で常時介助を必要とする者	学齢児(6歳)以上
	T字杖、棒状の杖	3,000円	障害者が容易に利用できるもの 施設利用者可	4年	平衡、下肢、体幹機能障害	3歳以上
	移動、移乗支援用具	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 (ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等で下肢が不自由な者	3歳以上

	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に製作 15,200円 スポンジ、革プラスチックを主材料に製作 36,750円 (レディメイドの場合は80%の範囲内)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 施設利用者も可	3年	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害 (てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)	—
	特殊便器	151,200円	温水温風を出し得るもの (ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	上肢障害2級以上、知的障害A2以上 難病患者等で上肢機能に障害を有する者	学齢児(6歳)以上
	火災警報器	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	身体障害2級以上、知的障害A2以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—
	自動消火器	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	身体障害2級以上、知的障害A2以上又は難病患者等 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—
	電磁調理器	41,000円	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上、知的障害A2以上(視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	11,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上
	透析液加温器	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者	3歳以上
	電気式たん吸引器	56,400円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害を有する者	3歳以上
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児(6歳)以上
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者 難病患者等で人工呼吸器の装置が必要な者	—

	発電機又は人工呼吸器用外部バッテリー	100,000	介護者が容易に使用し得るもの	外部バッテリーに限り6年	在宅で人工呼吸器、吸引器等を使用している者であって、呼吸器機能障害1級又は同程度であって、必要と認められる者	—
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用体重計	18,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児(6歳)以上
	携帯用会話補助装置	98,800円	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児(6歳)以上
	* パーソナルコンピュータ	100,000円	障害者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンタ等を付帯することができる。)	6年	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難なものに限る) 給付対象者の属する世帯が市民税非課税世帯	学齢児(6歳)以上
	情報・通信支援用具	150,000円	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	視覚、上肢機能障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	点字ディスプレイ	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害者2級)の障害者であって、必要と認められる者	18歳以上
	点字器	10,400円	点字板	7年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 87,550円 再生専用機 36,050円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAIZY方式による録音並びに再生できるもので視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上	学齢児(6歳)以上
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児(6歳)以上
	視覚障害者用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害者2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上
	視覚障害者用ラジオ	29,000円	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者が容易に使用できるもの	6年	視覚障害2級以上の者	学齢児(6歳)以上
	聴覚障害者用通信装置	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	学齢児(6歳)以上
	* ファックス	35,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの		聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの 給付対象者の属する世帯が市民税非課税世帯	学齢児(6歳)以上

	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	聴覚障害者	3歳以上
	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。)	施設利用者も可	5年	喉頭摘出した音声機能障害者	—
		埋込型用人工鼻 月額 23,100円	気管孔に取り付ける人工鼻本体(HMEカセット)等最大6箇月単位で支給可能とする。	—	音声機能障害又は言語機能障害を有する障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用しているもの	—
	点字図書	本代の実費相当分	点字により作成された図書、施設利用者も可	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—
	人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	200,000円	障害者が容易に使用し得るもの	5年	聴覚障害があり、人工内耳を装着して5年以上が経過し、医療保険の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者	
	音声血圧計	15,000円	障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児(6歳)以上
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 月額 9,460円 蓄尿袋 月額 12,430円	施設利用者も可 最大6箇月単位で支給可能とする。	—	ストマ造設者	3歳以上
	収尿器	紙オムツ 月額 12,000円	施設利用者も可 最大6箇月単位で支給可能とする。	—	高度の排便、排尿機能障害のある全身性障害者等	3歳以上
	収尿器	8,500円	施設利用者も可 採尿部と蓄尿部で構成されており、尿の逆流防止機能を有するもの	1年	高度の排尿機能障害	3歳以上
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000円	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 玄関から道路までの通路部分などの屋外における住宅改修 (7) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害を有する者	学齢児(6歳)以上

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 治療によって軽減の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とするもの。
 - (2) 下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排泄対応において常時紙おむつ使用が必要であり、次のアからウまでの要件のいずれかに該当し、その発現年齢が65歳未満であることが、所定の意見書等により確認できるもの。
 - ア 自力移動及び移動の介助に著しい困難を伴う者
 - イ 排尿又は排便の意思表示が困難な者
 - ウ 外傷性を起因として、完全尿失禁又は完全便失禁と同等の状態を伴う者
- 5 *印のある用具は汎用品であるため、対象者はその属する世帯が市民税非課税世帯であるものとする。